

令和4年(ワ)第449号 航空法73条の4第5項、運送約款第14条第1項に基づき降機等命令取消等請求事件

原告 谷本誠一
被告 株式会社AIRDO 外1名

証拠説明書

令和4年11月4日

広島地方裁判所民事第3部合3ア係 御中

被告株式会社AIRDO訴訟代理人弁護士



栗澤方智

同



高津花衣

同



白川美穂

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙1	国内旅客運送 約款 写し	R2.7.1	被告株式 会社AIR RDO	被告AIRDOと原告らとの間に適用される旅客運送契約の内容等。
乙2	航空分野にお ける新型コロナ ウイルス感 染拡大予防ガ イドライン 写し	R3.11.2	定期航空 協会及び 一般社団 法人全国 空港ビル 事業者協 会	定期航空協会及び一般社団法人全国空港ビル事業者協会が定める「航空分野における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」の内容等。
乙3	国土交通省の ウェブページ 写し	R4.11.2	国土交通 省	乙2が、首相官邸の新型コロナウイルス感染症対策本部作成に係る「新

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
	を印刷した書面（「赤羽大臣会見要旨」と題するページ）			新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及びこれに基づく国土交通省の対応を受けて定められたものであること等。
乙4	令和2年11月8日第5回旅館業法の見直しに係る検討会資料2「マスク不着用者・発熱者の搭乗等拒否の根拠について」	不明	厚生労働省	厚生労働省が、乙2を踏まえ航空会社の運送約款に基づきマスカク未着用客の搭乗を断る場合があることを認めていること等。
乙5 の1	陳述書 原本	R4.11.2	被告A I R D O 従業員 久保田智 恵美	①原告及び高橋清隆氏に対し、マスク等の着用指示を行ったこと、②原告及び高橋清隆氏が上記指示を拒否し安全阻害行為等に及んだこと、③原告及び高橋清隆氏に対し航空法73条の4第5項に係る命令書を交付したこと、④その他本件航空機に搭乗した後の原告及び高橋清隆氏並びに機内の様子等。
乙5 の2	陳述書 原本	R4.10.30	三ツ輪エ アサービ ス株式会 社従業員 川口祐賀 子	本件航空機に原告及び高橋清隆氏が搭乗するまでの経緯等。
乙5 の3	陳述書 原本	R4.10.31	三ツ輪エ アサービ ス株式会 社従業員	①原告及び高橋清隆氏に対し、マスク等の着用指示を行ったこと、②原告及び高橋清隆氏が上記指示を拒否し安全阻害行為等に及んだこと、

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙5 の4	陳述書 原本	R4.10.31	三ツ輪エ アサービ ス株式会 社従業員 山田雄一	③その他本件航空機に搭乗した後の原告及び高橋清隆氏並びに機内の様子等。 ①原告及び高橋清隆氏がマスク等の着用指示を拒否し、安全阻害行為等に及んだこと、②旅客責任者として、約款14条1項3号(ニ)、(ホ)及び(チ)に基づき原告及び高橋清隆氏の搭乗を拒否する判断をしたこと、③その他本件航空機に搭乗した後の原告及び高橋清隆氏並びに機内の様子等。
乙6	定期航空協会のウェブページを印刷した書面(「概要」と題するページ)	R4.10.31	定期航空協会	定期航空協会の概要及び同協会が我が国の航空運送事業者各社を協会とする業界団体であること。
乙7	一般社団法人全国空港事業者協会のウェブページを印刷した書面(「協会の概要」と題するページ)	R4.10.31	一般社団法人全国空港事業者協会	一般社団法人全国空港事業者協会の概要及び同協会の令和4年5月19日の改称前の名称が「一般社団法人全国空港ビル事業者協会」であること。
乙8	「飛行機を安心してご利用いただくための航空会社からお客さまへのお願い」と題	R3.7.16	定期航空協会及び被告株式会社AIRDO	本件周知文書に、マスク等の未着用のままでの搭乗を認め得る「健康上の理由」として、「①呼吸困難や呼吸による胸や背中の痛みを伴う場合、②かぶれ、腫れ、痛みなど、外的な刺激を伴う場合、③圧迫感、不

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
	する文書			安感、パニックに陥るなど、精神的な苦痛、感覚異常や神経過敏を伴う場合」が定められていることその他本件周知文書の内容等。
乙9	「マスク等未着用旅客対応フロー」と題する文書(被告AIRDOの内規・運サ通20023別添①)(抜粋)	R3.6.11	被告株式会社AIRDO	被告AIRDOの内規上、搭乗を希望する旅客について、鼻と口が常時覆われていないか又は何も着用していない場合には、①本件周知文書を交付し、マスクの着用を要請する、②当該旅客がマスクの着用を拒否した場合、未着用事情を確認する、③未着用の理由が「健康上の理由」ではない場合にはマスクの着用 に代わる代替手段(フェイスシールドやマウスシールド等、鼻と口が常時覆われているものの着用をいう。)を提案する、④当該旅客がマスク等の着用を拒否した場合、約款7条に基づきマスク等の着用を指示する、⑤当該旅客がマスク等の着用を拒否した場合、約款14条に基づき搭乗を断ることとされていること等。
乙10	機内図	R4.11.4	被告株式会社AIRDO代理人弁護士高津花衣	原告及び高橋清隆氏が着席した本件航空機の座席の位置等。
乙11	国内旅客運送規程類集(抜粋)	R3.1.1	被告株式会社AIRDO	航空機の乗降口が閉ざされる前の時点では、約款に基づく旅客の搭乗の可否の最終判断は、搭乗地の空港

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙12	雑誌「最高裁判 所民事判例集 18巻8号」 (1809頁 から1822 頁)	S39.12.30	最高裁判 所判例調 査會	の旅客責任者が実施する旨定めら れていることその他約款に基づく 旅客の搭乗の可否の判断に係る被 告AIRDOの内規の内容。 最高裁判所昭和39年10月29 日第一小法廷判決の存在及びその 内容。
乙13	雑誌「判例タイ ムズ466号」 (69頁から 77頁)	S57.6.15	株式会社 判例タイ ムズ社	仙台地方裁判所昭和57年3月3 0日判決の存在及びその内容。